

令和4年山形村議会第4回定例会

議事日程（第3号）

令和4年12月13日（火曜日）午後 1時30分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
《委員会付託請願・陳情、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 4 請願第 5 号
- 日程第 3 4 陳情第 1 号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 議案第 5 8 号
- 日程第 5 議案第 5 9 号
- 日程第 6 議案第 6 0 号
- 日程第 7 議案第 6 1 号
- 日程第 8 議案第 6 2 号
- 日程第 9 議案第 6 3 号
- 日程第 1 0 議案第 6 4 号
- 日程第 1 1 議案第 6 5 号
- 日程第 1 2 議案第 6 6 号
- 日程第 1 3 議案第 6 7 号
- 日程第 1 4 議案第 6 8 号
- 日程第 1 5 議案第 6 9 号
- 日程第 1 6 議案第 7 0 号
- 日程第 1 7 議案第 7 1 号
- 日程第 1 8 議案第 7 2 号
- 日程第 1 9 議案第 7 3 号
- 日程第 2 0 議案第 7 4 号
- 日程第 2 1 議案第 7 5 号

《追加議案、審議、表決》

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 2 2 発議第 6 号

日程第 2 3 発議第 7 号

日程第 2 4 閉会中の所管の事務調査の申出について

閉会宣告

出席議員 (12名)

1 番 小 出 敏 裕 君	2 番 竹 野 入 恒 夫 君
3 番 百 瀬 昇 一 君	5 番 小 林 幸 司 君
6 番 福 澤 倫 治 君	7 番 春 日 仁 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 三 澤 一 男 君
10 番 上 條 倫 司 君	11 番 大 池 俊 子 君
12 番 新 居 禎 三 君	13 番 百 瀬 章 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 赤羽孝之 君
教 育 長 根橋範男 君	総務課長兼 会計管理者 篠原雅彦 君
企 画 振 興 課 長 藤沢洋史 君	税 務 課 長 篠町通憲 君
住 民 課 長 中川俊彦 君	保 健 福 祉 課 長 古畑佐登志 君
子 育 て 支 援 課 長 堤 岳志 君	産 業 振 興 課 長 村田鋭太 君
建 設 水 道 課 長 宮澤寛徳 君	教 育 次 長 小林好子 君
総 務 課 財 政 係 長 児玉佳子 君	

事務局職員出席者

事務局長 上條憲治 君

書記 上條美季 君

◎開議宣告

○議長（百瀬 章君） 本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等をする場合は事前に許可が必要となります。

なお、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

全員が出席で、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回山形村議会定例会を再開します。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（百瀬 章君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（百瀬 章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、2番、竹野入恒夫議員、3番、百瀬昇一議員を指名します。

◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

○議長（百瀬 章君） これより議事に入ります。

委員会付託の請願・陳情の審議、表決を行います。

既に常任委員会に付託して審査いただいております請願・陳情で、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果はお手元に配付の請願・陳情審査結果報告のとおりですが、ここで当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 春日 仁君 登壇）

○福祉文教常任委員長（春日 仁君） 福祉文教常任委員会に付託されました請願・陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願・陳情につきましては、去る12月9日に委員会審査を行い、4請願第5号『介護保険制度の改善を求める』請願書については採択とし、措置として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

審査中の意見では、介護保険の制度、利用料、従事者の状況や報酬について意見があり、ほとんどが請願の内容に賛同するものでありました。

4陳情第1号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書」については採択とし、措置として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

審査中の意見では、医療や介護の現場の声から考えても、陳情の趣旨に沿って訴えていく必要があるとの意見がありました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を申しあげましたので、ご審議をお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより、請願・陳情について、討論、採決を行います。

日程第2、4請願第5号『介護保険制度の改善を求める』請願書について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） ないようですので、以上で討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本請願についての委員長の報告は採択であります。本請願を採択と決するに賛成の

議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、4 請願第 5 号『介護保険制度の改善を求める』請願書』については採択と決定しました。

日程第 3、4 陳情第 1 号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) ないようですので、以上で討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本陳情についての委員長の報告は採択であります。本陳情を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、4 陳情第 1 号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書」については採択と決定しました。

◎議案第 5 8 号

○議長(百瀬 章君) 日程第 4、議案第 5 8 号「第 6 次山形村総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について」審議、表決を行います。

議案第 5 8 号について、質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) 質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、順次、討論、採決を行います。

初めに、討論を行います。討論はありますか。

討論がありますので、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長（百瀬 章君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 議席8番、大月です。第6次山形村総合計画基本構想及び前期基本計画の策定案につきまして、議決賛成の立場で討論を申し上げます。

7つの分野別に打ち出したビジョンは非常に親しみやすい具体的な表現となっているためか、ビジョンに連動する施策や事業の方向性に興味深く思わず誘導される総合計画が策定された、そんな印象が第一印象でございました。

また、実施計画が総合計画にシンプルにマッチングされる新たな手法は高く評価したいと思います。

ただ、計画期間の取り巻く環境は温暖化による自然環境の不安定さや国の経済発展の見通しもなかなか見通せない不安要素も否めません。そんな中、第6次総合計画の推進に当たり、短期的にもPDCAサイクルを回しながら取り組んでいく方向性が示されました。

毎年予定されます外部評価も受け止めながら、時には計画見直しも辞さない時代背景に俊敏に即応する柔軟な行政運営のかじ取りを希望します。

また、計画推進には、職員の皆さんの一体感による頑張りが欠かせないと思われま。特に若手職員の皆さんによります新たなアイデアや積極提言を織り交ぜることができれば、大きな原動力になります。活気にみなぎる第6次総合計画推進に、村民パワーも取り込みながら、総力でチャレンジいただきますようご期待申し上げます。

終わりに、総合計画の策定に長期間ご尽力をいただきました審議会委員の皆さんをはじめ、策定にお力添えを頂戴しましたすべての皆さんに感謝を申し上げ、賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） ほかに討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（百瀬 章君） 以上で、討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（百瀬 章君） 起立全員であります。よって、議案第58号「第6次山形村総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第59号～議案第75号

○議長（百瀬 章君） 日程第5、議案第59号から、日程第21、議案第75号までの、既提出議案の審議、表決を行います。

各議案の常任委員会審査結果はお手元に配付の議案審査結果報告書のとおりであります。ここで各常任委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

竹野入恒夫総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 竹野入恒夫君 登壇)

○総務産業常任委員長（竹野入恒夫君） 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る12月8日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第59号「山形村議会議員及び山形村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第60号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第61号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第62号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第63号「山形村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第64号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」、議案第65号「山形村個人情報保護法施行条例について」、議案第66号「山形村公文書公開・個人情報保護審査会条例について」、議案第67号「山形村地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第68号「監査委員条例の全部を改正する条例の制定について」、議案第70号「令和4年度山形村一般会計補正予算（第7号）」の所管の款・項、議案第73号「令和4年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第3号）」、議案第

74号「令和4年度山形村水道事業会計補正予算（第2号）」、議案第75号「令和4年度山形村下水道事業会計補正予算（第2号）」の14議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 春日 仁君 登壇）

○福祉文教常任委員長（春日 仁君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る12月9日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第69号「山形村ミラ・フード館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第70号「令和4年度山形村一般会計補正予算（第7号）」の所管の款・項、議案第71号「令和4年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、議案第72号「令和4年度山形村介護保険特別会計補正予算（第3号）」の4議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 各常任委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第5、議案第59号「山形村議会議員及び山形村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第59号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議案第60号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第60号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7、議案第61号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第61号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8、議案第62号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9、議案第63号「山形村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) ないので、以上で討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10、議案第64号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11、議案第65号「山形村個人情報保護法施行条例について」討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第65号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12、議案第66号「山形村公文書公開・個人情報保護審査会条例について」討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第66号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第13、議案第67号「山形村地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第67号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第14、議案第68号「監査委員条例の全部を改正する条例の制定について」討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) 討論がないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第68号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第15、議案第69号「山形村ミラ・フード館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第69号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第16、議案第70号「令和4年度山形村一般会計補正予算(第7号)」について討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第70号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第17、議案第71号「令和4年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第71号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第18、議案第72号「令和4年度山形村介護保険特別会計補正予算(第3号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第72号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第19、議案第73号「令和4年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第3号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第73号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第20、議案第74号「令和4年度山形村水道事業会計補正予算(第2号)」に

ついて討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第74号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第21、議案第75号「令和4年度山形村下水道事業会計補正予算(第2号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、議案第75号は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、既提出議案審議、表決は終了しました。

ここで、先ほど採択となりました請願に関する決議案、追加議案等の整理のため、暫時休憩します。

(午後 2時 5分)

○議長(百瀬 章君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午後 2時 6分)

◎発議第6号

○議長（百瀬 章君） 日程第22、発議第6号「介護保険制度の改善を求める意見書」の提出について議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

春日仁議員。

（7番 春日 仁君 登壇）

○7番（春日 仁君） 発議第6号「介護保険制度の改善を求める意見書」について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、御覧いただきたいと思えます。

令和5年通常国会に向けて介護保険制度の見直しの検討を進めている政府に対して、5つの項目を要望するものであります。

1、介護保険の利用に新たな困難をもたらす利用料の引上げ、要介護1、2の生活援助などの保険外し、ケアプランの有料化、貸与の福祉用具を、購入に変更するなどの見直しを行わないこと。

2、全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。

3、介護従事者を大幅に増やし、人員配置基準の引上げを行うこと。

4、利用者が安心して介護を受けることができ、介護事業所・従事者が不安なく介護を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を強化すること。

5、介護保険料、利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

以上、5項目について、関係機関へ意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣です。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案件は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

◎発議第7号

○議長(百瀬 章君) 日程第23、発議第7号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書」の提出について、議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

春日仁議員。

(7番 春日 仁君 登壇)

○7番(春日 仁君) 発議第7号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書」について、提案説明を行います。

意見書の文面、要望事項については、御覧いただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が起きつつあります。これは、他の先進諸国と比べても少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。

人手不足を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善や、16時間を連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤、極端に短い勤務と勤務の間隔の解消など、労働時間の規制を含めた実効ある対策を、早期に行う必要があります。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所

の拡充など機能強化を強く求めます。

以上のことから、関係機関へ意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣です。

ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案件は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（百瀬 章君） 起立全員であります。よって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の所管の事務調査の申出について

○議長（百瀬 章君） 日程第24「閉会中の所管の事務調査の申出について」を議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の所管の事務調査の申出書が、お手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の所管の事務調査事項については、各委員長の申出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり、閉会中もなお事務調査することに決定しました。

以上で今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

○議長（百瀬 章君） ここで、村長より閉会のあいさつがあります。

本庄村長。

（本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 第4回議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は12月5日の開催以来、本日に至るまで9日間にわたり開催されてまいりました。

本定例会に上程いたしました第6次山形村総合計画・前期基本計画、条例の制定・一部改正、補正予算など18件の議案につきましては、それぞれ慎重にご審議をいただき、すべての議案を原案のとおりお認めをいただきましたことに、感謝を申し上げます。

本定例会の会期中に議員の皆様からいただきました、それぞれのご意見、提案などにつきましては、今後の村政運営の参考にさせていただきます。

令和4年は、日本を含む各国の行動規制や入国制限の撤廃など、新型コロナウイルスの終息に向けての動きが始まりました。一方、ロシアのウクライナ侵攻を一因とする物価の高騰や急激な円安の進行は、景気回復のマイナスの要因となりました。

国政では、7月の参議院議員選挙投票日の2日前に安倍元首相が銃撃され死亡し、9月には国葬が挙行されました。

また、現実味を帯びてまいりました台湾有事など日本を取り巻く国際秩序や安全保障環境はより厳しさを増した一年でありました。

迎える令和5年は、新型コロナウイルス感染症が終息し、国際社会が平和で穏やかな年となることを祈念し、村政の運営にあたっては、住んでよかったと思える住みがいのある村づくりに村民協働で取り組んでまいります。

議員各位には、寒さも増してまいりますので、健康には十分ご留意をいただき、ますますのご活躍をお願い申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

◎閉会宣告

○議長（百瀬 章君） 以上で、令和4年第4回山形村議会定例会を閉会し、散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 2時19分）
